



# 始良中央地区

第17号

平成16年12月

# 合併協議会だより

編集  
始良中央地区合併協議会 〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F  
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940  
ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/index.html>  
メールアドレス [soumu@airachuou-gappei.jp](mailto:soumu@airachuou-gappei.jp)

始良中央地区1市6町(国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町)

## 始良中央地区合併協議会の活動が再開され、 1市6町による合併協定調印式が行われました



合併協定調印後、合併協定書を掲げ出席者へ披露する各市町長及び県知事  
写真は左から、前田牧園町長、福島横川町長、有村溝辺町長、鶴丸国分市長、伊藤鹿児島県知事、小原福山町長、津田和隼人町長、吉村霧島町長

始良中央地区合併協議会は、9月14日以降活動を休止していましたが、溝辺町における住民投票の結果を受けて、11月25日第29回合併協議会を開催し、活動を再開しました。

また、12月7日に第30回協議会を開催し、協定項目のすべての協議が整い、合併協定調印式が12月11日に1市6町の関係者約300名のご臨席のもと挙行されました。

今後は、各市町の12月議会に合併に関する「廃置分合関連議案」が上程され、審議される予定となっており、可決された場合には県知事への廃置分合申請が行われる予定です。

# 「合併協定調印式」が行われる

始良中央地区1市6町による「合併協定調印式」が、12月11日(土)国分シビックセンター多目的ホールにおいて挙行されました。

調印式では、特別立会人の鹿児島県知事をはじめ地元選出の国会議員及び県議会議員の御臨席をいただき、合併協議会委員、各市町議会議員、まちづくりフォーラム委員、各市町の農業委員会会長・商工会議所及び商工会代表者・自治会代表者のほか各市町の行政関係者等約300名が見守る中、鶴丸国分市長、有村溝辺町長、福島横川町長、前田牧園町長、吉村霧島町長、津田和隼人町長、小原福山町長により合併協定書への署名捺印が行われました。



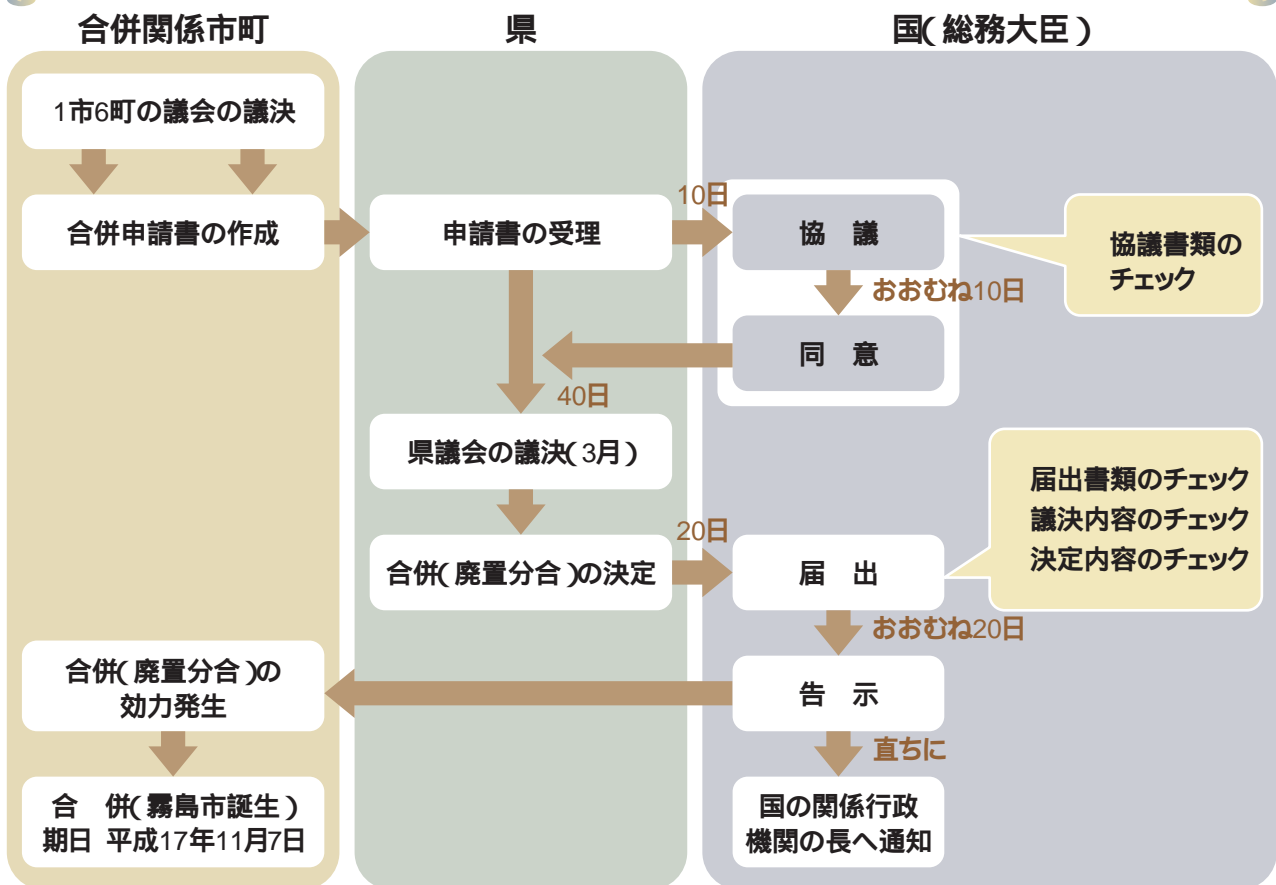
また、各市町長による署名捺印に続き、特別立会人として鹿児島県知事の署名が行われました。

なお、調印式に先立ち、今まで合併に関する様々な項目についての協議・決定にご尽力いただきました

合併協議会委員46名の全員の方々の署名が行われました。

今後は、合併協定書は各市町1部ずつ保有し、12月議会へ合併に関する「廃置分合関連議案」の上程がなされ審議されることとなり、各市町議会本会議において可決されますと、鹿児島県知事への廃置分合申請(合併申請)が行われ、新市誕生にむけた本格的な手続きが始まります。

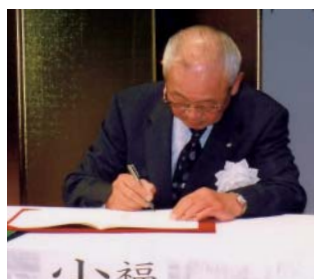
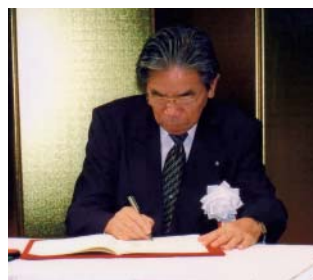
## 合併手続きの概要



合併協定書へ署名、捺印を行う各市町長及び県知事



左から国分市長、溝辺町長、横川町長、牧園町長、霧島町長、隼人町長、福山町長、鹿児島県知事



第二十九回・第三十回  
協議会内容

始良中央地区合併協議会の第二十九回協議会が十一月二十五日、第三十回協議会が十二月七日に開催されました。会議では、合併協定項目のうち再協議が必要となった十項目が協議のうえ承認されました。

また、溝辺町における住民投票の結果について、溝辺町長から一市六町による合併推進についての住民意思が示された旨の報告もあり、合併協議が再開されました。

第二十九回協議会  
【再協議が必要な事項】

合併の期日を変更することにより合併協定項目の内容を変更する必要があるもの(六件)

合併の期日について

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

地方税の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて

納税関係事業の取扱いについて

その他事業(交通災害共済事業)の取扱いについて

その他の理由により合併協定項目の一部内容を変更する必要があるもの(四件)

新市の事務所の位置について

町名・字名について

男女共同参画事業の取扱いについて

児童福祉事業(保育所)の取扱いについて

以上の協定項目について、再協議が必要になったこと、変更の際には一市五町協議会での協議内容を基本的に引き継ぐことの説明があり、次の協議会において協議されることとなりました。

（ ）は再協議が必要となった部分です。

	1市6町での承認事項	1市5町での承認事項
合併の期日	合併の期日は、平成17年(西暦2005年) <u>2月14日</u> とする。	合併の期日は、平成17年(西暦2005年) <u>11月7日</u> とする。
農業委員会委員の定数・任期	2. 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、 <u>平成17年7月19日まで</u> 引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3. 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を <u>40人</u> とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。	2. 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、 <u>平成18年4月30日まで</u> 引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3. 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を <u>30人</u> とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。



	1市6町での承認事項	1市5町での承認事項
地方税	<p>2. 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く<u>6町</u>は、<u>平成17年度から平成19年度までの3年度間</u>は現行の税率を適用する。<u>なお、平成16年度課税分については、現行のとおりとする。</u></p> <p>7. 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、<u>合併後の平成17年度課税分から適用する。ただし、平成16年度課税分については、現行のとおりとする。</u></p>	<p>2. 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く<u>5町</u>は、<u>合併年度を含む3年度間</u>は現行の税率を適用する。</p> <p>7. 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、<u>平成18年4月1日から適用する。ただし、合併後の平成17年度課税分については、現行のとおりとする。</u></p>
国民健康保険事業	<p>1. 国民健康保険税については、合併後の<u>平成17年度課税分</u>までは1市6町の例により、その取扱いを継承することとし、<u>平成18年度課税分</u>から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した3方式を検討する。なお、納期については、国分市の例により、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月においては、1日から28日とする。</p> <p>4. 国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第11条に定められており、委員は各代表<u>7名</u>ずつの<u>21名</u>とし、新市に引き継ぐ。</p>	<p>1. 国民健康保険税については、合併後の<u>平成18年度課税分</u>までは1市5町の例により、その取扱いを継承することとし、<u>平成19年度課税分</u>から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した3方式も<u>含め</u>検討する。なお、納期については、国分市の例により、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月においては、1日から28日とする。</p> <p>4. 国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第11条に定められており、委員は各代表<u>6名</u>ずつの<u>18名</u>とし、新市に引き継ぐ。</p>
納税関係事業	<p>1. 個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、<u>合併後の平成17年度から廃止する。</u></p> <p>2. 納税組合については、<u>合併後の平成17年度から廃止する。</u></p>	<p>1. 個人住民税、固定資産税の前納報奨金については、<u>合併までに廃止する。</u></p> <p>2. <u>現行の納税組合制度</u>については、<u>合併後までに廃止する。</u></p>
交通災害共済事業	<p>1. 交通災害共済事業については、国分市を除く<u>6町</u>は鹿兒島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、<u>現在の国分市方式に合わせ新市直轄事業として実施する。</u></p> <p>2. <u>共済掛け金の額は、500円に統一し、給付内容については、合併までに調整する。</u></p> <p>3. 国分市の小、中学生、高齢者に対する免除制度は、<u>合併時に一旦廃止し、その後新市において、健全な事業運営のあり方を含め検討する。</u></p>	<p>1. 交通災害共済事業については、国分市を除く<u>5町</u>は鹿兒島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に<u>当該組合から脱退し平成18年度より新市直轄事業として実施する。</u></p> <p>2. <u>共済掛け金の額及び給付内容は、平成18年度より5町の方式に統一する。</u></p> <p>3. 小、中学生、高齢者に対する免除制度は、<u>新市において健全な事業運営のあり方を含め検討する。</u></p>
新市の事務所の位置	<p>2. 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、<u>当面は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。</u></p>	<p>2. 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、<u>おおむね10年は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。</u></p>
町名・字名	<p>2. 町・字の名称については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国分市については、「国分市」を「霧島市国分」に置き換える。</p> <p>(2) <u>溝辺町</u>については、「始良郡溝辺町」を「霧島市溝辺町」に置き換える。</p> <p>(3) <u>横川町</u>については、「始良郡横川町」を「霧島市横川町」に置き換える。</p> <p>(4) <u>牧園町</u>については、「始良郡牧園町」を「霧島市牧園町」に置き換える。</p>	<p>2. 町・字の名称については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国分市については、「国分市」を「霧島市国分」に置き換える。</p> <p>(2) <u>横川町</u>については、「始良郡横川町」を「霧島市横川町」に置き換える。</p> <p>(3) <u>牧園町</u>については、「始良郡牧園町」を「霧島市牧園町」に置き換える。</p> <p>(4) <u>霧島町</u>については、「始良郡霧島町」を「霧島市霧島」に置き換える。</p>

	1市6町での承認事項	1市5町での承認事項
町名・字名	<p>(5)霧島町については、「始良郡霧島町市霧島」に置き換える。</p> <p>(6)隼人町については、「始良郡隼人町市隼人町」に置き換える。</p> <p>(7)福山町については、「始良郡福山町市福山」に置き換える。 ただし、大字の「福山」については、「霧島市福山番地」とする。</p>	<p>(5)隼人町については、「始良郡隼人町市隼人町」に置き換える。</p> <p>(6)福山町については、「始良郡福山町市福山町」に置き換える。</p>
男女共同参画事業	<p>新市において、男女共同参画事業を総合的に推進するための男女共同参画基本計画を速やかに策定する。</p>	<p>新市において、男女共同参画事業を総合的に推進するための男女共同参画計画を速やかに策定する。</p>
児童福祉事業	<p>放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、<u>単独補助や保護者負担等</u>については、新市において調整する。</p>	<p>放課後児童クラブについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、<u>単独補助等</u>については、新市において調整する。</p>

第三十回協議会

【協議事項】

合併の期日を変更することにより合併協定項目の内容を変更する必要があるもの(六件)

協議第五号 三 合併の期日について

合併の期日を変更することについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

合併の期日は、平成十七年(西暦二〇〇五年)十一月七日とする。

附帯意見

合併後最初の議会議員及び長の選挙は、平成十七年十一月中に実施してほしい。

理由

一 合併後最初の選挙は、当該市町村の設置の日から五十日以内に行う必要があるが、十二月の選挙の実施は、地域経済に及ぼす影響が大きいです。

二 十一月中に新市の首長及び議会議員が決定すれば、平成十八年度の当初予算から本格予算を編成することが出来ると思われる。よって、「新市のまちづくり計画の推進」や「住民サービスの向上」に年度当初から取り組むことが可能である。

協議第三十八号 一 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの調整方針の一部を変更すること

とについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

二 合併の際、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成十八年四月三十日まで引き続き新市の農業委員会委員の選挙による委員として在任する。

協議第十九号 二 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

二 法人市民税の均等割については、地方税法第三百十二条第一項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率 $1.4\%$ を採用する。ただし、合併特例法第十条の規定により、国分市を除く六町は、合併年度を含む三年度間は現行の税率を適用する。

七 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、平成十八年四月一日から適用する。ただし、合併後の平成十七年度課税分については、現行のとおりとする。

協議第二十六号 二 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、協

議のうえ次のとおり承認されました。

一 国民健康保険税については、合併後の平成十八年度課税分までは一市六町の例により、その取扱いを継承することとし、平成十九年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した三方式も含め検討する。なお、納期については、国分市の例により、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月、一月及び二月の八期とし、各月の一日から末日までとする。ただし、十二月においては、一日から二十八日とする。

協議第二十号 二 納税関係事業の取扱いについて

納税関係事業の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 個人住民税、固定資産税の前納報奨金については、合併までに廃止する。

二 現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。

協議第六十一号 一 その他事業(交通災害共済事業)の取扱いについて

その他事業(交通災害共済事業)の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 交通災害共済事業については、国分市を除く六町は鹿児島県市町村

交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に当該組合から脱退し、平成十八年度から新市直轄事業として実施する。

二 共済掛け金の額及び給付内容は、平成十八年度から六町の方式に統一する。

三 小、中学生、高齢者に対する免除制度は、新市において健全な事業運営のあり方を含め検討する。

その他の理由により合併協定項目の一部内容を変更する必要があるもの(四件)

協議第七号 一 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、調整方針の一部を変更することについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

二 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、おおむね十年は、総合支所方式とし、現在の国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれ市の役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要がある、方式については、新市において検討する。

協議第四十九号 二 町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 町・字の区域については、現行のとおりとする。

二 町・字の名称については、次のとおりとする。

- (一) 国分市については、「国分市」を「霧島市国分」に置き換える。
- (二) 溝辺町については、「始良郡溝辺町」を「霧島市溝辺町」に置き換える。
- (三) 横川町については、「始良郡横川町」を「霧島市横川町」に置き換える。
- (四) 牧園町については、「始良郡牧園町」を「霧島市牧園町」に置き換える。
- (五) 霧島町については、「始良郡霧島町」を「霧島市霧島」に置き換える。
- (六) 隼人町については、「始良郡隼人町」を「霧島市隼人町」に置き換える。
- (七) 福山町については、「始良郡福山町」を「霧島市福山町」に置き換える。

協議第十一号 二 男女共同参画事業の取扱いについて

男女共同参画事業の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

新市において、男女共同参画事業を総合的に推進するための男女共同参画計画を速やかに策定する。

協議第三十三号 二 児童福祉事業(保育所)の取扱いについて

児童福祉事業(保育所)の取扱いの調整方針の一部を変更することについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 放課後児童クラブについては、現行のとおりに新市に引き継ぐ。ただし、単独補助等については、新市において調整する。

### 協議会は傍聴できます

合併協議会は、原則として毎月開催されます(時間:午後1時30分から)。会場は、国分シビックセンター複合施設棟2F多目的ホールです。

傍聴者の定員は30名となっています。希望される方は、会議当日に傍聴者受付までお越しください。

なお、会議開会15分前から傍聴証を発行しますが、15分前における傍聴希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。

当面の協議会開催日程 第31回協議会 1/24(月) 予定

(原則として月1回の開催を予定していますが、状況により開催日程が追加又は変更される場合があります。傍聴にお越しの際は、出来るだけ事前に事務局までご確認ください。)

### ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関してご意見、ご質問等がありましたら、合併協議会事務局又は各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号

国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7階

TEL 0995-64-0937

FAX 0995-64-0940